

## 企業再生の課題と展望

松尾 順介

はじめに

日本における企業再生の焦点は、中央から地方へとシフトしており、そこでのポイントは、中堅・中小企業再生および第三セクター再生であると考えられる。

つまり、ここ数年の日本経済の回復によつて、大型の企業倒産は減少するとともに、企業ないし事業再生も一定の成果を示したといわれているが、その反面、地方では中堅・中小企業の倒産はむしろ増加しており、その再生も遅れている。ちなみに、帝国データバンクの全国企業倒産集計では、二〇〇七年の倒産件数は一万九五九件（前年九三五一件）発生し、前年比一七・二％（一六〇八件）の増加となり、一万件を突破した。これは、負債一億円未満の倒産が六五五九件（前年五三九二件）に増加（前年比二一・六％増）していることから明らかのように、中小・零細企業の倒産増加によるものである。<sup>1</sup>つまり、大企業の業績は回復しているといわれてきた反面、地方の中小企業の業績は回復しておらず、むしろ悪化していると考えられる。さらに、地方では、第三セクターの経営危機も深刻化しており、法的手続きを申請する大型案件が問題視されている。つまり、企業再生の焦点は、大企業から地方の中堅・中小企業あるいは第三セクターへと移っており、これらの企業の再生なくして地方再生は実現できず、これらの企業再生は緊急性の高い政策課題となつている。

このような政策課題に対する取り組みのひとつとして、地域力再生機構が構想され、その設立準備が進められ

ている。これは、すでに活動を終えた産業再生機構をモデルとして構想されており、その成果が期待されている。産業再生機構については、対象案件数の少なさなどから否定的な評価も一部にはあるものの、一定の成果を上げたと考えられる。その最大の成果は、私的整理手続きでの企業再生のモデルを提示・確立したことである。したがって、地域力再生機構がどのような成果をあげるかは非常に注目されることである。

そこで、本稿ではこの地域力再生機構の構想を紹介した上で、地域再生の課題を検討する。その際、まず地域力再生機構のモデルとなっている産業再生機構の評価を確認した上で、同機構の構想を概観する。さらに地域の中小企業および第三セクター再生の現状を考察し、今後の注目を列挙する。

## 1 産業再生機構の評価

周知のように、産業再生機構は、政府発表「改革加速のための総合対応策」(平成一四年一〇月三〇日)、「株式会社産業再生機構法」(平成一五年四月九日)を経て、同年五月八日に業務を開始し、平成一七年三月三十一日をもって債権買取期限は終了した。事業再生への入り口という点で、同機構は他に例を見ないユニークなチャネルを提供した。

もともと産業再生機構を金融機関の不良債権処理という政策目標から見ると、成果は不十分であったという意見もあった。たとえば、機構の支援案件は、当初目標といわれた一〇〇件一〇兆円には及ばず、四一件一兆円余にとどまった。しかし、機構の評価は、このような数量的な側面ではなく、事業再生市場に資金フローを提供するとともに、各種の「しがらみ」の糸を解きほぐし、経済合理的な事業再生のモデルを示したことによって評価されるべきであろう。この観点からすれば、機構は十分な成果を果たしたと考えられる。<sup>2)</sup>

具体的には、同機構の果たした役割として次の点が考えられる。<sup>(3)</sup>

第一に、プロラタによる債権者間調整を迅速に行ったことである。メインバンク制度がどのような機能を果たしていたのか、さらにそれが現在のどの程度崩壊したのかといった論点についてはさまざまな内外の研究が進められ、論議される場所であるが、金融機関の間では、旧来型のメインバンクによる責任負担を求める慣行、いわゆる「メイン寄せ」が根強く残存していたことは事実である。債権者間調整の観点では「私的整理ガイドライン」の延長線上に産業再生機構を位置づけることができるが、「私的整理ガイドライン」が金融機関の申し合わせに過ぎなかったために、メイン寄せを主張する金融機関を拘束することはできなかった。しかし、産業再生機構という公的機関が、合理的な事業再生計画を策定した上で債権者調整を主導することによって、強い拘束力を有することになったと考えられる。さらに、民間の債権者だけでなく、公的な債権者に対しても強い調整力を発揮したことも見逃すべきではないだろう。

第二に、対象企業が再び市場競争力を取り戻すことを目指した抜本的なリストラが行われたことである。通常、債権者・債務者間の私的な交渉・合意では、問題が先送りされる傾向が強く、抜本的なリストラが行われにくいといわれている。まず、債務者側が抜本的なリストラや債権放棄要請をするためには、経営責任や株主責任の明確化を避けることはできず、これらの明確化は経営者あるいは株主の地位喪失につながるため自ら選択しにくい。一方、債権者側も、債権放棄による損失確定や不良債権処理が伴うため、抜本的なリストラを債務者に要請しにくい。つまり、債権者にも、債務者にも抜本的なリストラを回避しようとするインセンティブが存在する。したがって、抜本的なリストラは、私的整理の枠組みでは難しかった。しかし、産業再生機構は私的整理の枠組みの中でこのような抜本的なリストラを遂行したと考えられる。

第三に、私的整理のメリットを生かしたことである。法的整理は、抜本的なリストラや裁判所による債権者間調整が行われるので、拘束力や実効性は高いが、倒産や破綻といったイメージが派生するため、顧客や取引先が散逸し、企業価値が過度に毀損する危険性がある。実際、倒産したデパートの進物品売上は低下し、建設会社の受注は急減することが知られている。また、資金回収を危ぶむ納入業者が掛売りを拒否することもある。その点、私的整理では、拘束力や実効力は低い、倒産イメージの派生を回避し、顧客や納入業者の散逸を防ぎやすい。したがって、一般に、私的整理と法的整理は、それぞれの点においてトレードオフの関係にあるが、産業再生機構を利用することによって、倒産イメージの排除という私的整理のメリットを生かしながら、その短所を排除する手続きが可能となったといえる。

## 2 地域力再生機構の構想

現在構想中の地域力再生機構は、産業再生機構の果たした役割を踏まえ、地域活性化策のひとつとして提起された。地域活性化を重要施策とする安倍内閣の下で、産業再生機構の地方版として、経営不振の中堅企業の事業再生や自治体の第三セクターの破綻処理を担うものと位置づけられたのである。しかし、当初は低支持率にあえぐ安倍政権の延命策として、地方への資金のばらまきに終始するのではないかといった非難もあり、批判的な見方もあった。しかし、政府の経済財政諮問会議では、「地域力再生機構研究会」が発足し、座長の高木新二郎氏の下に活発かつ真摯な検討が進められ、二〇〇七年十二月に最終報告書が取りまとめられた。<sup>(4)</sup>

同機構が重視すべき点として、七点が掲げられている。要約すると以下である。<sup>(5)</sup>

①地域経済の再生の先導的な成功事例の創出を目指す。すなわち、地域振興や産業振興のモデル作りを強く意

識した取組を進め、他地域への連鎖的展開を図るとともに、未だモデルが確立していない第三セクター再生のモデルケースを確立する。

②画一的対応ではなく、地域特性や事業者の状況に応じた手法を展開する。地方公共団体、地域金融機関および地域産業界と連携しつつ、各地域の特性や事業者の状況に応じた手法をテーマードで立案・展開することを基本とし、そのための多様な人材を集める。その際、案件の公表に関しては、対象企業への影響を勘案し、ケースバイケースで対応する。

③地域の境界を超えた、全国的なレベルでの取組を展開する。地方公共団体の地理的境界線にこだわらず、大都市と地方、あるいは全国規模のシナジーを追求する。

④民間活力の活用を重視しつつ、他施策との役割分担により、新たな選択肢として機能する。すなわち、民間の事業再生ファンドや再生アドバイザーなど、民間機関の活動が活発化していることや、中小企業再生支援協議会や整理回収機構がすでに各種の取り組みを進めていることを踏まえ、民間活力の活用を機構の基本的な運営方針とするとともに、機構は、中立的機関の特性を生かした役割（再生計画の審査、対象先の選定、債権者間調整、ビジネスモデルの構築、DIPファイナンスの優先弁済に関する確認等）を果たす。

⑤地域金融機関や地方公共団体、地域産業界、国等との連携・協働を確保する。地域のステークホルダーと連携しつつ、地域企業の経営者の意識改革を促すとともに、第三セクターに関与する地方公共団体に対し、ともに再生に取り組む姿勢を求めていく。さらに、国や関係省庁にも協力を求めていく。

⑥独立性・中立性の高い組織とする。機構による支援の成否を決める鍵は、債権者間調整にあるため、産業再生機構と同様、この役割を重視する。そのために、機構は公平性・透明性を確保した組織整備が必要であり、

外部有識者を含めた意思決定機関（産業再生機構における「産業再生委員会」）を設けることが適当である。

⑦五年の時限組織として、損失を回避しつつ集中的な事業展開を行い、民間市場の創造・拡大へと結びつける。産業再生機構が法により五年の設置期限を設けていたのと同様、五年間に限り集中的に事業を実施し、民間ファンド等のビジネスが育成される土壌を整備する。なお、この間徹底した採算管理を行い、損失が発生しないようにする。

以上の諸点を見る限り、地域力再生機構は、産業再生機構をモデルとし、そのノウハウを活用するものとして構想されていることがわかるが、さらに追加的な取り組みも提示されていることは注目される。そのひとつとして、「面的再生」が挙げられる<sup>6)</sup>。これは、地域の企業再生を実現するためには、当該企業だけでなく、地域の関連企業や公的セクターとの調整、地域資源を活用した一体的取組など、面的な広がりをもった再生が必要であるとの考え方に由来する概念である。産業再生機構は、支援案件として温泉旅館の再生に取り組んだが、街全体の環境整備や地域資源活用的一面では必ずしも十分ではなかったという反省があった。つまり、地域の再生は、一企業という点ではなく、より広い視野から取り組まなければならないと考えられる。

このような面的再生の対象ケースとして、①周辺地域の環境整備が必要なケース（例、百貨店再生と周辺商店街の活性化など）、②地方公共団体や国の関与する事業について機構による調整機能の発揮が必要なケース（例、民間交通機関の再生と公営交通との事業調整など）、③他の事業分野との一体的な事業展開が必要なケース（例、地域交通機関再生のために、観光資源の整備・活用が必要なケースなど）、④複数企業の同時・包括的再生が必要なケース（例、温泉街のケース）、⑤全国規模でウェブ状に企業融合を進めるケース（例、地域の観光バス会社を全国規模でグループ化など）などが挙げられている。この「面的再生」という概念は、地域再生を考える上

で、重要な鍵となる発想であり、後述するように今後の注目点のひとつである。

ところで、このような役割を担うものとして構想された地域力再生機構の組織・体制は、株式会社組織とすること（ただし、株主等については政府全体で検討）、公平性・透明性確保の観点から、取締役会および監査役会とは別に、意思決定機関として「地域力再生委員会」（仮称）を設置すること、設置期限を五年以内とし、支援決定期限を創設後二年以内とすること（ただし、第三セクターについては一定程度柔軟に対応）、などを骨子としている。<sup>(7)</sup>

また、業務内容は、①デューデリジェンス（DD）の実施、事業再生計画策定支援、債権者調整（特にプロラタ原則の重視）、②対象事業者に対して金融機関の保有する債権の買い取り（必ずしも地銀に限定せずメガバンクを含む）、③対象事業者の再生支援のための融資・債務保証・出資ないし株式取得、人材派遣ないし紹介、④（支援決定や買い取り決定以外の案件に対する）経営助言である。<sup>(8)</sup>

なお、具体的な業務フローとしては、以下の流れが想定されている。まず、支援申込みを受けた後、支援基準に従って、支援を決定する。その際、事業再生計画について事業者と労働者との協議の状況等に配慮するとともに、企業規模を理由に不利益な取り扱いをせず、あくまでも雇用、取引関係等、地域経済への影響という観点から支援決定を判断する。次に、支援決定を行った場合、当該金融機関等が対象事業者に対して有するすべての債権につき、債権買い取りの申込みまたは事業再生計画に従った債権放棄等を行うことの同意の回答を求める。また、機構は可能な限りスポンサー等による買い取りを目指しつつ、必要な債権の買い取り、出資等を実行する。第三に、機構は支援決定後三年以内に債権や持分の処分を行う。なお、その間次の原則を定める。①情報公開については、業務運営の透明性を確保するため、何らかの形で速やかに公表することを原則とする。②国および地

方公共団体による協力については、機構が協力を要請した場合、それを得やすくする仕組みを設ける。③DD費用等の負担は、実質的な受益者（対象事業者、地方公共団体、スポンサー等）に求めることを原則とする。④経営者・株主の責任は曖昧にせず、経営者の退陣や株主権の消却など、責任明確化を原則とする（ただし、画一化は避け、柔軟な対応を検討する<sup>9)</sup>）。

### 3 地域再生の現状

前節で概観したように、地域力再生機構は、地域の企業や第三セクターの再生を企図するものとして構想されているが、地域再生の現状についてみておこう。

まず、地方の中小企業再生に関しては、二〇〇三年二月に中小企業再生支援協議会が設立され、各地で活動している。二〇〇七年九月末までの窓口相談企業数は、累計で一万二八五五社、このうち金融機関との調整を含む抜本的な対策が必要な一五六六社について再生計画の策定支援が完了し、その結果、一〇万六一二名の雇用が確保された。また、四一四社については引き続き計画策定支援中で、再生計画の策定が完了又は支援中の企業は累計で一九八〇社であることが報告されている。<sup>10)</sup>この実績については、評価されるべきであり、同協議会に対する金融機関の認知度も高まってきたと思われるが、その反面協議会の取り組みについては、各地域によってばらつきがあるという指摘もあり、人材育成や情報交換機能などの拡充も課題となっている。<sup>11)</sup>

他方、各地に地域再生ファンドが設立・運用されており、ほとんどすべての都道府県を網羅している。しかし、必ずしも十分な成果を上げているとはいえないのが現状である。その背景としては、地域金融機関と債務者企業とともに、ファンドを利用する意欲や切迫感が低かったためと思われる。というのは、ファンドを利用すると、デ

ユーデイリジェンスが行われ、場合によっては支援協議会など第三者の目にさらされ、そこで再生計画を策定することになる。そうなると「問題の先送り」はできず、かなり踏み込んだリストラクチャリングを断行せざるを得なくなる。しかし、徹底したリストラクチャリングは債権者だけでなく、債権者にとっても損失の確定や地域での評判の低下などを招く恐れがある。そこで、地方では、債権者企業だけでなく、債権者の金融機関も徹底したリストラクチャリングを先送りしようとする傾向が強くなり、それゆえにファンドの利用を躊躇する傾向があったのではないかと考えられる<sup>(12)</sup>。

さらに、第三セクターについては、二〇〇六年三月末時点で、全体の三八%にあたる約三〇〇〇法人が赤字で、うち五・四%にあたる約四三〇法人が債務超過に陥っているとされている。また、金融機関等からの借入に関し、出資地方公共団体が金融機関等と締結している損失補償契約に係る債務残高を有する法人等は、全体の一六・七%で一二三三法人に達し、債務残高は九兆三八五三億円となっている<sup>(13)</sup>。このような経営不振の第三セクターについては、地方公共団体が何らかの形で資金供給しなければ、いずれ破綻を余儀なくされるものと思われる。(表)

さらに、破綻した場合は、その債務処理が問題となる。地方自治体による債務保証は財政援助制限法で禁止されているが、損失補償に関しては、一九五四年旧自治庁行政課長回答を根拠に対象外となっており、これを根拠に長年にわたって損失補償契約が交わされてきた。しかし、二〇〇六年十一月横浜地裁判決において、川崎市と第三セクターとの間に交わされていた損失補償契約を無効とする判決が示されたことから、今後はこれら損失補償契約において大きな意味を持つものと思われる<sup>(14)</sup>。

このように経営不振に陥っている、地域の民間企業も第三セクターも、問題を先送りすることによって延命し

ているが、それによって、水面下ではより一層事態の悪化が進行していると考えられる。このような事業体については、その存続の可否を含め、客観的かつ公正な観点からDDを行い、抜本的なリストラクチュアリングを行うべきであろう。

#### 4 今後の注目点

前述のように、地域力再生機構の設立についての法案が閣議決定されており、その活動が期待されるが、ここでは注目点として、次の四点を指摘する。

まず、地域力再生機構は、面的再生を重視しており、地域の中小企業再生において、その有効性が期待される。ここでいう面的再生とは、単独の企業再生ではなく、地域ぐるみで再生することを指している。たとえば、温泉旅館の再生においては、単独の温泉旅館だけを再生しても、周囲に廃墟と化した温泉旅館跡が累々としていたのでは、当該温泉旅館の再生もおぼつかない。地域全体の温泉旅館を再生し、全体のポトムアップを図らなければならない。同様のことが、地方の商業施設やレジャー施設、さらには農林業地域についてもいえる。このような地域ぐるみの再生を面的再生という考え方でとらえており、興味深い。さらに、地域の中堅・中小企業再生においては、案件が小さすぎるが、投資ファンドにとって投資の制約条件になっているが、このような面的再生は、かなりの大型案

表 債務超過額が大きい主な第三セクター

(総務省資料から作成。2006年度末時点。単位は百万円)

| 主な出資自治体 | 法人名                  | 債務超過額  |
|---------|----------------------|--------|
| 千葉県     | 東葉高速鉄道               | 51,730 |
| 大阪市     | 大阪ワールドトレードセンタービルディング | 49,918 |
|         | アジア太平洋トレードセンター       | 29,113 |
|         | クリスタ長堀               | 15,180 |
| 神戸市     | 海上アクセス               | 12,832 |
| 千葉県     | 北総鉄道                 | 10,274 |
| 愛知県     | 蒲郡海洋開発               | 6,895  |
| 広島市     | 広島地下街開発              | 6,617  |
| 茨城県     | 鹿島都市開発               | 6,497  |
| 北海道芦別市  | 星の降る里芦別              | 5,085  |

(出所)『日本経済新聞』2008年2月2日、5面。

件になりうるので、投資規模的な制約も乗り越えられ、投資ファンドを誘引する可能性にもつながりうることを期待できる。<sup>(15)</sup>

第二に、地域力再生機構は、産業再生機構をモデルにして設立されるが、産業再生機構の功績は、事業再生、とりわけ私的整理のモデルを提示したことにある。この経験知に基づき、地域力再生機構においても事業再生のモデルを提示することが期待される。特に、地方の第三セクターは、債務者企業と地方公共団体と地域金融機関とのしがらみも強く、問題を先送りする誘因をより強く有しているとともに、さまざまな公的資金が投入されていることから債権者間調整における困難が予想される。その困難な状況の中で、どのようなモデルを提示することができかが注目される。<sup>(16)</sup>ただし、第三セクターの場合、その業態は鉄道、会議場・テナントビル等（いわゆる「箱もの」）、レジヤール・リゾート施設の三つが中心であるため、類型化しやすいという特色をもっている点には留意すべきであろう。

第三に、有為な人材をどの程度糾合できるかという点も注目される。産業再生機構では、有為な人材を糾合・活用し、そのような人材に企業再生の経験知を蓄積させたことが評価されているが、地域力再生機構においても同じように有為な人材を糾合できるかどうかが問われるところであろう。特に、地域再生においては、それぞれの地域の独自性や個性を踏まえた上で、創意工夫することが求められる。人材不足といわれる地域再生において、そのような人材を地域の内外から糾合できるかどうかは、成否の鍵にも直結するものと思われる。

最後に、地域金融機関の動向も注目される。産業再生機構が成果をあげることができた背景には、金融庁がメガバンクに対して不良債権処理の圧力を加えたことが挙げられる。この圧力に応じて、メガバンクは否応なく不良債権所に踏み出さざるを得なくなり、それが産業再生機構の利用につながったと思われる。他方、地域金融機

関に対しては、未だそのような強い圧力が加わっておらず、それが問題の先送りを許す背景にもなっていると考  
えられる。したがって、金融庁が地域金融機関の不良債権処理に対してどのような対応をしていくのかが注目さ  
れる。ただし、現在地域金融機関も不良債権処理を積極的に推し進められる体力のあるものと、そうでないもの  
とに二極化する傾向があり、体力のある金融機関は自ら不良債権処理を推し進め、債権売却などを進めているよ  
うである。その結果、経営悪化企業のメインバンクだった有力地銀が債権売却によって取引関係を解消し、体力  
のない第二地銀や信金・信組が実質的なメインバンクに昇格してしまっている事例もあるようである。そうなる  
とこれらの金融期間は、当該企業を支援しきれず、何らかの対応を余儀なくされていくことも考えられる。した  
がって、地域金融機関そのものの中にも変化の兆しは内在しているといえる。

#### おわりに

以上のように、今後の地域再生において地域力再生機構の果たす役割が期待されるところであり、二月一日同  
機構法案が閣議決定されたが、現下の「ねじれ国会」の下で、法案通過の目処は立っておらず、宙づり状態が続  
いている。さらに、福田政権に対する支持率も低下しており、不透明感が漂っていることは憂慮すべき事態とい  
える。

他方、二〇〇八年度から、第三セクターなどを含めて自治体財政を監視する地方財政健全化法が施行され、第  
三セクターが自治体財政に与える影響は大きくなるといわれている。総務省は、金融庁の検査マニュアルを参考  
に、第三セクターを正常先から実質負担先まで五段階に分類している。日本経済新聞社が、この分類に合わせて  
損失補償額の負担見込み額を試算したところ、その合計は五〇〇〇億円弱に達すると報道されている。<sup>(17)</sup>

一刻も早い対応が望まれ、地域力再生機構の設立とその業務開始が待たれるところである。

注

- (1) 帝国データバンクの二〇〇七年倒産集計、<http://www.tdb.co.jp/report/tosan/syukei/07ren.html>参照。
- (2) 拙稿「企業再生における『入り口』と『出口』の多様化」、『証券アナリストジャーナル』第四三巻第四号、二〇〇五年四月、一三二～一三五ページ、参照。
- (3) 拙稿「地方再生における産業再生機構の役割」、『証研レポート』、一六二九号、二〇〇五年四月、二〇～二九ページ、[http://www.jsr.or.jp/web/publish/report/pdf/1629/1629\\_02.pdf](http://www.jsr.or.jp/web/publish/report/pdf/1629/1629_02.pdf)参照。
- (4) この間の同研究会の取り組みについては、内閣府経済財政諮問会議のHP、<http://www.keizai-shimon.go.jp/special/areastudy/index.html>に七回にわたる議事録や討議資料等が掲載されている。
- (5) 「地域力再生機構（仮称）研究会最終報告」平成一九年二月二〇日、七～一三ページ、<http://www.keizai-shimon.go.jp/special/areastudy/07/item1.pdf>参照。
- (6) 前掲、一三～一四ページ、参照。
- (7) 前掲、二三～二五ページ、参照。ただし、ここでの記述は、あくまでも最終報告書をベースとしている。最終報告書の発表以降、株主や出資などの点で、より具体的な詰め協議が行われているようであるが、これについてはここでは触れない。
- (8) 前掲、二五～二七ページ、参照。
- (9) 前掲、二七～三一ページ、参照。

- (10) 経済産業省中小企業庁「中小企業再生支援協議会の活動状況について」、二〇〇七年一月二日、<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/07112katudoujokuyou.htm> 参照。
- (11) 石毛博行「公正中立なステークホルダー調整がさらに期待される中小企業再生支援協議会」、「ターンアラウンドマネージャー」二〇号、二〇〇七年二月、一四～二〇ページ、参照。
- (12) 拙稿「地域再生ファンドとデット・デット・スワップ」、「証券経済研究」、第五五号、二〇〇六年九月、参照。
- (13) 総務庁「第三セクター等の状況に関する調査結果」、二〇〇六年十二月二七日、[http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/061227\\_3\\_00.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/061227_3_00.pdf) 参照。
- (14) 本件に関しては、田中孝男「市が、その第三セクターの債務に関して、金融機関との間で締結した損失補償契約が財政援助制限法三条に違反する」とした事例」<http://www.tkclcx.ne.jp/commentary/pdf/2007-2-7-2.pdf> 参照。
- (15) 名取雅彦「地域一帯“面”の再生は実現可能か」、「ターンアラウンドマネージャー」、三三号、二〇〇八年二月、五〇～五九ページ、は様々な興味深い取り組みを紹介している。
- (16) 内山英世、金塚厚樹、小國義之「第三セクターの再生スキームの研究」、「ターンアラウンドマネージャー」、七号、五〇～六〇ページ、参照。
- (17) 『日本経済新聞』二〇〇八年四月六日、一面、参照。

\*本稿を作成する際、高木新二郎先生（野村証券顧問・地域力再生機構研究会座長）からは貴重なお話を賜うることができました。たことを深謝申し上げます。ただし、本稿中に事実誤認等がありました場合、すべて筆者の責任に帰するものであることをお断りいたします。

（まつお じゅんすけ・客員研究員）